

公益法人の会計に関する研究会（第19回）
議事録

内閣府公益認定等委員会

公益法人の会計に関する研究会（第19回） 議事次第

日 時：平成27年12月11日（金） 9：58～11：59

場 所：内閣府公益認定等委員会事務局 第1会議室

1. 金融商品に関する注記について
2. 過年度遡及会計基準の適用について
3. 日本公認会計士協会の検討結果について
4. 公益法人の制度会計についてのアンケート結果

○高山座長 では、定刻より少し早いですけれども、第19回「公益法人の会計に関する研究会」を開催いたします。

きょうはお足元の悪い中、お集まりくださいます、ありがとうございます。

本日、議事次第にありますように、全部で4つの議案がございます。1、2につきましては前回以前の課題ということで積み残しでございます、きょうは3番、そして4番目としてアンケート結果がございます。

では、1番目の金融商品に関する注記につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

○米澤次長 よろしくお申し上げます。

それでは、資料1でございます。実は、資料1、2は2種類用意してございますので、並行してごらんいただき、基本的に後ろのほうで御説明を申し上げたいと思っておりますけれども、2枚目の資料1です。これは、前回の御議論を踏まえての修正を見え消しの形で明示したものでございますので、こちらのほうで御説明を申し上げたいと存じます。

まず、タイトルを変えてございます。もともと「時価等に関する事項の注記」で、時価等ということで金融商品の状況と時価等をいずれも含んでおりましたけれども、前回、この後ろのほうに出てまいります(2)のところ、時価等に関する措置について、新たな措置は必要ないと考えられるということで整理をいたしましたので、ここでは時価等という言葉がちょっと紛らわしくなってしまうので、「金融商品に関する注記」ということでタイトルをつけてございます。

それから、修正点について、前回の御議論を踏まえて御説明申し上げます。

まず(1)の状況に関する事項ということで、この第2段落目、「このため」の段落でございます。「金融商品の運用成績」は「資産の運用成績」と、ここは日本語としてこちらのほうが通りがいいかなということで修正をいたしてございます。

それから、下の3行目のところでございますけれども、要は金額の多い少ないということではなくて、むしろリスクが高いか低いかに着目して書いてもらったほうがいいのではないかと御議論がございましたので、そういった御議論を踏まえての修正を以下の3行でいたしております。「仕組債等のリスクの高い金融商品により資産運用しているなど、金融商品による資産運用に」、前回は「重要性」と書いてございましたけれども、そこは「相当のリスクがあると法人が判断した場合、金額の多寡にかかわらず」という言葉を挿入いたしております。「金額の多寡にかかわらず、20年基準に財務諸表の注記事項として定められた『(17) その他公益法人の資産(中略)の状況を明らかにするために必要な事項』の一環として、その金融商品の内容とリスク、リスク管理体制等に関する事項を注記することとすべきである」という訂正を試みてございます。

それから、なお書きのところ、行政庁のことが書いてありましたのが、これは研究会の報告として余計だろうということでございましたので、この部分は削除をいたしてございます。

それから、具体的にどういった注記をすればいいのかという具体例があったほうがいいのではないかと御議論がございましたので、その部分に関する記述を本文の中でいたしておきまして、「具体的な注記方法としては、別添を目安としてはどうかと考える」ということで締めくくってございます。

この別添、次の紙でございますが、「金融商品の状況に関する注記例」ということで、1つたたき台をつくってみました。現在、事業会社が行っております注記の例をもとに、なかなか公益法人にぴたっと当てはまるものというわけでもないのですけれども、そういったものも参考にしながら、1つつくってみたというものでございます。

まず、取り組み方針ということで、ある法人のことを念頭に置いておりますが、当法人は、昨今の低金利状況の中で効率的な資産運用を図ろうということで、短期的な預金、株式、国債のほか、デリバティブが組み込まれた複合金融商品（仕組債）を保有するという、ある法人における金融商品の取り組み方針ということでございます。

その内容・リスクということでございますけれども、内容といたしまして、例えばでございますけれども、ここでは、よく言われるデュアル・カレンシー債というもので、払込金と利払いが日本円、償還がある国の通貨である「二重通貨建債」といった例を挙げてございます。ここで具体的な国名を挙げると少し角が立ちますので、某国ということで書かせていただきました。

リスクとしてでございますけれども、償還差損発生リスクということで、あらかじめ定められた金利、為替レート等の指標の変動によって、償還金額が減少し、差損が発生するリスクがありますと、リスクを明示する。それから、信用リスクとして、仕組債の組成にかかわっている金融機関等の債務不履行が発生した場合に、損失が発生するリスクがあるということで整理をしてみました。

一番最後でございますが、金融商品に係るリスク管理体制といたしまして、複合金融商品（仕組債）の取引を行う際には、当法人の資産運用規程に基づき、理事会の承認を得る。そういうガバナンスをきかせますということ。それから、為替市場、市場金利等の動向を踏まえ、理事会において定期的に運用状況を報告することによって、急激な市場動向の変化に対応できる体制を整える。

具体的にどの段階になったら例えば損切りができるかとか、そういったことも、こういうリスク管理としてはポイントになってございますが、いろいろ前例、ほかの例を当たってみますと、大体この程度の記述になっているということを踏まえまして、こういったことを書いていただくと。これによって、きちんと自分の法人がそれなりにリスクのあるものだとも認識していただくことを促すということで、こういった注記をしていただいではどうだろうかということでお示したものでございます。

御説明は以上でございます。

○高山座長 ありがとうございます。

それでは、今の御説明、資料1と別添あわせまして、何か御意見あるいはお気づきの点

がございましたら御発言願いたいと思いますが、長参与からはいかがでしょうか。

○長参与 前回のお話の中で、金融商品の状況に関する事項ということで注記は必要だということでしたけれども、その中で、金融商品に対する取り組み方針は結構ですが、別添の注記例ですけれども、複合金融商品の内容・リスクに限っているというのは、ちょっとどうなのでしょうかとと思います。こちらでも株式をまず持つと言っていますので、当然そこにもリスクがある。通常の法人ですと債券も持ちますので、株式とか債券などについてのリスクも当然言わなければならないと思いますので、ここは、金融商品の内容及びそのリスクという通常のひな形の書き方のほうがよろしいかと思えます。

それに従って、3番目の金融商品に係るリスク管理体制ということで、これは仕組債だけではなくて、ほかのものについても言えるような注記のほうがいいと思います。注記例だけですので、こちらのほうをもうちょっと考えていただければ結構だと思います。

○高山座長 そうですね。株式がありますから、株式もリスク資産の一つですから、この辺もちょっと考える必要があるのかもしれない。

中田参与からはいかがでしょうか。

○中田参与 今、それにも関連するのですが、これを一見すると、この注記例もつくことを加味して考えると、これを読んだときに、相当のリスクがあると法人が判断した場合ということなので、ここにすごく判断の余地が入るのではないかと。例がこういう例ですから、デュアル・カレンシー債を持たなければ注記しなくていいのだなと解釈されるような場合もあるでしょうし、もしくは株式とか債券とかはもともとリスクがあるから、全部について書かなければいけないのだと解釈する法人もあると思うのです。

それはどちらも含んでいるということがこの意見であればいいのですけれども、私の考えでは、特にリスクの高いもの。普通の株式、上場株式などは、私は特にこれだけのリスクがあるとは書かなくてもいいのかなと思ったりもしているのです。いわゆる仕組債とか、非常に特殊なものを持っているときに限って注記すればいいのではないかと思っておりますので、その辺のレベル感といいますか、そこを法人が判断するというのではなくて、ある程度判断基準を示しておいたほうがよいような気もいたします。

以上です。

○高山座長 ありがとうございます。

それでは、上倉参与から御意見を。

○上倉参与 先ほど長参与からもお話がありましたけれども、やはりこの複合金融商品に限ってということではなくて、金融商品の内容ともう少し広く捉えたほうがいいのかないところと、あと、もう少し記載例を、例えば株式の場合とか、ほかの金融商品の場合とか、幾つか記載例を挙げていただいたほうがいいのかないという気がしています。そうすると、恐らく幾つか記載例があれば、それを見て法人の人が判断できるのではないかという気がしています。

○高山座長 ありがとうございます。

金子参与のほうから、いかがでしょうか。

○金子参与 注記例の細かい内容なのですが、よろしいですか。まず、取り組み方針の3行目に「(仕組債)」と書いてあって、いわゆる仕組債が売られたのは今から10年ぐらい前が多くて、最近多いのは銀行がオプション付きの預金を売るというタイプのもの、ノックイン・ノックアウトが入っているようなものがあって、それが公益法人、事業会社に売られていて、逆に仕組債というと証券会社がかつて売っていたようなタイプのもので、今も売っているとは思いますが、今はだんだん銀行が預金にオプションをつけたタイプのもので、これが結構流動性を妨げていたり、中途解約ができなかったりするタイプのものだと思うので、この「複合金融商品」の後に「(仕組債)」と書いてしまうことによって、本来はさまざまにある複合金融商品がリスクの管理対象となるべきが、例示で余り書いてしまったことによって、本来開示すべきものが漏れてしまうリスクというのが1点気になりました。

あとは2番のリスクの内容の中で、ii)のアの償還差損発生リスクというものがあって、確かに意味はわかるのですが、一般的な教科書とかで償還差損発生リスクという言葉を見たことがなかったものですから、グーグルに入れてみると、この全く同じ言葉ではヒットが出ないのですね。これは注記例だとすると、極めて一般的な言葉を使っておいたほうが特に外に出すときには無難であるという観点からしますと、言葉を一般的なオーソドックスな言葉にしておいたほうがよいのではないかと思います。

2番目の信用リスクなのですが、信用リスクというと通常は、特に債券の場合は元本を毀損するリスクのことを信用リスクと言っていて、ここで書いてある仕組債の組成にかかわっている金融機関は、恐らくオプションですとかデリバティブをかませる部分のデリバティブの組成にかかわっているものと思われるのですが、デリバティブの組成にかかわる金融機関が破綻したケースというのは、恐らくほとんどリーマン・ショックのときでさえなくて、信用リスクというのは本来は元本の毀損リスクを言うのであって、ここに書いてあるリスクというのは一般的に想定される信用リスクとは異なるのではないかと思ったので、もう少し変えたほうがいいのではないかと思います。

あとは、信用リスクの観点からいうと、恐らく今までこのデュアル・カレンシー債で元本が毀損して、ある程度金額が大きくなってなった例というのは、知る限りでは、2011年にあったノルウェー輸出金融公社というのが一時、日経新聞で問題になりましたけれども、それ以外に、いわゆるデュアル・カレンシー債に著しく格付の低い発行体をつけているケースというのは余りない。とすると、この信用リスクというのが果たして本当にどの程度なのかと。

むしろ複合金融商品が持つリスクで一番大きいのは、途中で一切解約できない。途中で売るときに、時価がないために証券会社とかに買ったたかれる。要は、学校法人なんかだと、余り言えないのですが、30年とか持って、30年たてば元本が戻るのだと。よく考えたら当たり前の話で、30年も持っていれば戻るといったら、30年間塩漬けにされるとい

うことなので、相当実質的な元本は毀損している可能性がある。しかし、途中解約はできない。そういうリスクが非常に公益法人については、途中で解約できない流動性リスクというのがむしろ大きなリスクであって、恐らく信用リスクが著しく高い複合金融商品というのは、あるとは思うのですけれども、一般的に売られている公募的なものでは、一定以上の信用リスクが低いものではないと、そもそも発行ができないのではないかとこのところで、このリスクの内容の部分全体について若干疑問がありました。

あともう一点だけいいですか。最初の資料1の(1)金融商品の状況に関する事項の3行目に「いわゆる『企業価値』に相当する法人の価値を測定するニーズはない」と。これは前回ちょっと言い漏れてしまったのですけれども、どのように公益法人の会計情報を使うかは利用者の自由であって、ないということまでこの研究会の文書の中で言うのは、研究会としてのリスクが高いのではないかと。要は、それをどう使うかは利用者の自由であって、逆に言うってしまったことによって無用な、後でいろいろなレスポンスが関係のないところで予想されるので、余りそういう利用者が使うニーズはないということを断言する必要まで、この全体の文書の中で、ないのではないかとこのところです。

以上です。

○高山座長 細かいところまでありがとうございました。

梶川参与からはいかがですか。

○梶川参与 この修文は結構だと思います。

例の話はあくまでも例ですので、どのぐらい例示をするかという話は、逆に、やればやるほどそれを限定的に解釈される人も出てくるとということにもなるので、複合金融商品以外に、では株式をやると、その2つでいいのかとか、3つ4つ例があると、その例以外はいいのかと、これは言い出すとモグラたたきみたいな話に逆になるかと思うので、そういう意味では、まさに、例えばこの注記例で言えば、括弧して複合金融商品の例とかと書けば、内容的にはそういうこともあり得るのかなと。

ただ、いずれにしろ、どこか裏の注ではないですけれども、そもそもリスクということについて少し丁寧な解説というか、何かその辺は少し、こういう正規文書に書き入れられるかどうかということはあるので、解説をどうつけていいのか、技術的に私は今、にわかにはあれなのですが。

というのは、例えばここの場合のリスクは、事業体の事業規模に比して大きな財産的な変動が起こる場合なども、言ってみれば、もしかしたら規模がとても小さい法人でもそれなりに資産価値変動が起こるようなものもリスクと考えるもらってもいいかと思えますし、投資した商品そのものの属性によるリスクみたいなものもあるでしょうし、その場合のリスクも、今言われた30年間返ってこないみたいなものをリスクと言うのか、言わないのかと、何となくこういうのはやはりリスクとして考えていただいたほうがいいのではないですかみたいなことは、またそれを練り出すとちょっと悩ましくなるかもしれませんが、余り肩肘張らずに、普通に考え得るリスクという話を少し説明してあげたほうがいい

のかなという気はするのです。

一番テーマなのは、やはり法人が独自に考えるので判断が難しいということはあるのですが、すけれども、考えてもらうということが一番のテーマだと思うので、そういう意味では、判断は熟度が上がるまで悩ましいかもしれないですけれども、人に任せてしまうということをやめてもらうということが一番大きいテーマだと思うのです。ですから、例示の話になると、例示で書いていないからいいとかというのが一番やめてほしいことなので、その部分に対してはやはりメッセージを、解説でも何でも結構なのですけれども、つけていただければという気はいたします。

○高山座長 ありがとうございます。

小森委員のほうから何か。

○小森委員 もう特に。

○高山座長 いいですか。

○小森委員 梶川さんのおっしゃられたとおりです。

○高山座長 これにつきまして、金子参与から御指摘がありましたように、注記例のほうはもうちょっと考えていただいて、確かに括弧して仕組債と書かなくても、デリバティブが含まれた複合金融商品であれば、預金のオプションがついているというのも入ってくることになると思います。代表例としては仕組債なのだと思うのですけれども、もうこれはブームが過ぎているのかもしれないと、また新しいものがいろいろ出てきますので、それに対応できるようなことを考えていただくというのは、まず1つあると思います。あと、リスクの解説もどこかで必要かもしれませんね。

○米澤次長 この注記例の解説みたいなものを少し工夫して、今、梶川先生がおっしゃったようなことも含めて考えてみたいと思います。

○高山座長 会計士協会のほうでは、何かこれについて御意見はないのですか。

○上倉参与 この記載例というところでしょうか。

○高山座長 まだこれは出していませんけれども。

○上倉参与 どこまで出すべきかというところは、会社法ベースなのか、金商法ベースなのかというところの議論は若干しましたけれども、ただ、そこで結論めいたものというのは特段出ておりません。

○高山座長 では、ちょっとここで記載例を工夫して。

1つ、私が実は危惧しているのは、満期保有に入っているデリバティブ金融商品は、本来やはり好ましくはないのですけれども、入れているところが多いのですね。それをこのところであぶり出すと、いろいろな価格の問題等も出てきてしまって、でも、それはずっと持っていると言われると、それはそれでいいのでしょうかけれども、リスクはありますよと。ここで落とすのか、そうではなくて満期保有から外してくださいとするのかというのは、実は大きな問題であると思っているのですけれども、そこは触れないでいきますかね。それぞれの法人に考えていただくということだと思います。

○上倉参与 先ほど金子参与から流動性リスクというお話が出ましたけれども、有価証券報告書の記載例などを見ますと、この3番のリスク管理体制のところでは3つリスクを挙げていまして、一つは信用リスクに関する管理体制、もう一つが市場リスクに関する管理体制、3つ目が資金調達に係る流動性リスクの管理という、その3つの項目に分けて書いている例が非常に多いかと思えます。ここで3つのリスクについて何らかコメントしてくださいよというようなことを書けば、おのずとこの2番目のところも決まってくるような気がしました。

○高山座長 そうですね。例えば国債などは、あるといえば市場性リスクだけですね。破綻はない、信用リスクはないではないですか。あと、流動性だって、市場がありますから売れますし。ただ価格は動きますから、そういう意味では市場のリスクなのでしょうし、そうするとそれはリスクと考えないという考えも出てくると思いますので、今の3つをポイントで考えて、再度これは次回の宿題としていただくということで。

○米澤次長 ありがとうございます。

○高山座長 あと、全般的に、今までの重要性からリスクというほうに焦点を当てさせていただいているのですけれども、これについては問題ないですか。こういうアプローチにさせていただくということで、金融商品からすると全て開示だったのですけれども、こちらは公益法人のためにリスク管理というところを前面に打ち出しまするので、こちらで書いていただくということで対応したいと思えます。

それでは、資料1の1番目の「金融商品に関する注記について」は、後日また注記を充実して提出させていただくということで、ひとまず終わらせていただきます。

次ですけれども、2番目の「過年度遡及会計基準の適用について」でございますが、事務局、よろしく願いいたします。

○米澤次長 それでは、先ほどと同様のパターンで、表裏になっております1枚のものは修正を溶け込ませたものですが、3ページ物になっております、緑とか赤で修正を施して、ちょっと見苦しくて申しわけありませんが、こちらのほうで御説明を申し上げます。色づけしてあるところが前回からの修正点でございます。

まず(1)、緑で二重線で消してあるものですが、これは一番後ろに持っていっておりますので、全く削除というわけではなくて、単純に平行移動をしてございます。

それから、「厳密な期間比較の担保」ということでございます。修正後の(1)でございますけれども、こちらは2行目の「業績等の企業価値」という言葉に若干ひっかかりがあったということで、「業績等の」という表現ではなくて、「過去の企業価値の推移を基にその将来キャッシュフローの予測をたて」といった表現にしております。

それから、若干日本語として整理をした部分でございますけれども、こういったことで「是非が判断される。このように投資家にとっては、企業価値の期間比較が厳密になされることが投資行動に当たっての前提であり、そのためには、企業価値の重要な指標となる財務諸表が、過去から一貫して同一条件の下に作成されることが必要である」。この辺は

若干日本語として趣旨が伝わるように修正をしたつものものとさせていただきます。

2段落目でございますけれども、これも起業家の投資行動ということに対比させて、公益法人についての場合の行動パターン、公益法人への資金提供の行動とはどういうものかということ、営利企業に対する資金提供の場合と対比させて書かせていただきました。

「投資行動とは異なり、法人の事業趣旨に賛同し、その実現可能性があると思込んで行われるものであって、企業価値に相当するいわば『法人価値』の推移とその将来キャッシュフローの予測、他法人との比較に基づいて行われるものではない」。この辺は先ほどの金子先生の御指摘とも少しパラレルになってこようかと思っておりますので、若干の修正の余地があるかもしれません。一応こういった整理をいたしてさせていただきます。

それから(2)、こちらが今回の修正点の主な中身でございます。「会社との権衡」ということで、会社との比較をしている部分でございます。公開会社、この括弧書きは会社法にある定義でございます。それから会計監査人設置会社、これは主に大会社、委員会設置会社というものでございます。「公開会社及び会計監査人設置会社は、過年度遡及会計基準の適用が求められているが、会社一般についていえば、株主総会による計算書類の確定を受け、配当などの権利・義務が発生し確定することに鑑み、会社計算規則上は、過年度遡及会計基準によらない会計処理も行われ得ることが前提とされている。また、『中小企業の会計に関する指針』においても、過年度遡及会計基準の適用は求められていない。即ち、我が国の大部分を占める、公開会社でもなく会計監査人設置会社でもない会社には、過年度遡及会計基準の適用は求められていない」ということで、会社について、過年度遡及会計基準がどうなっているかということ踏まえた記述をさせていただきます。

(3)については、前回のとおりでございます。

(4)は、前回の一番冒頭に書かれておりました「財務諸表の適正性の担保」ということを持ってまいりました。若干、一番最後に、この段落の部分で「加えて、行政庁への定期提出書類との整合性も保たれることとなる」という部分は書き加えさせていただきます。

結論の部分でございますけれども、「過年度遡及会計基準は、営利企業、公益法人を問わず会計理論上は正しいが、以上のとおり、厳密な期間比較の必要性や会社との権衡等を踏まえれば、これを全ての公益法人に、一律に適用するまでの必要性には乏しいと考えられる」といった整理をさせていただきます。

なお書きは、先ほどの資料1と同様に削除をいたしてさせていただきます。

以上でございます。

○高山座長 ありがとうございます

では、この過年度遡及会計につきまして、修正をして提出させていただいているのですが、御意見等を伺いたいと思います。

また順番どおりですけれども、長参与から、よろしく願いいたします。

○長参与 会社計算規則ですと、期首剰余金を修正しておしまいにするということですね。

前回の話の中では、「中小企業の会計に関する指針」をメインに持ってくるのではなくて、会社計算規則が、少なくとも期首剰余金を直せばそれでまず済んでいるということがあるというのと、独法の会計基準とか学校法人会計基準なども遡及修正はしていないということから、公益法人もしなくていいのではないかということだったと思うのですけれども、中小企業の会計指針を言ってくると、一般に公正妥当と認められる会計基準ではないと言うのと同じになってしまうおそれがありますので、余りこれは持ち出さないほうがいいと思います。

○高山座長 ありがとうございます。

中田参与からはいかがでしょうか。

○中田参与 非常に前よりはわかりやすくなったと思います。

(1)の「厳密な期間比較の担保」なのですけれども、何となくわかったようでわからないという感じの文章で、以前ありました公益法人の資金提供については、利益配分などの見返りを期待していないという文章があったと思うのですけれども、これはやはり、要は上げてしまったわけだから、そこから後でリターンとかを求めないので、そういう意味で期間比較をそれほど重視する必要はないというのは、ある意味わかりやすい理屈ではあるので、その辺は企業との比較上、入れていただいたほうがわかりやすいかなというのを感じました。

あとはこれで結構です。

○高山座長 ありがとうございます。

では、上倉参与から。

○上倉参与 先ほどお話がありました中小企業の会計の指針については、確かにそういうリスクがあるなと思っております。

もう一つは、3ページの一番最後の段落の文章で「過年度遡及会計基準は、営利企業、公益法人を問わず会計理論上は正しいが」というところは、ここは削除してしまってもいいのかなという気がしてしまっていて、正しいと考えているのであれば適用すればいいじゃないかなとか、そのような声が上がりがねないのかなというところは感じました。

以上でございます。

○高山座長 金子参与からはいかがですか。

○金子参与 最初に質問させていただきたいのですけれども、最終的に過年度遡及会計をこの委員会で適用しなくてもよいということを決めたときには、この文書が外部に出るという理解でよろしいのでしょうか。

○高山座長 出てしまうのでしょうかね。

○金子参与 もし内部的にというのだったら、もう大体、その文章の細かいことをあえて小姑みたいに言ってもしょうがないかなというのはあるのですけれども、もし外に出るとすると、ちょっと。

○高山座長 小姑のようにやっていただければありがたいのですが。

○金子参与 時間の都合もあるかと思うのですけれども、先ほど上倉参与からもお話がありましたとおり、最後の文章が「営利企業、公益法人を問わず会計理論上は正しい」ということが最終的な結論だとすると、それを導くために（１）から（４）までの理由が述べられていて、（１）はそれには倣っていないというふうに読める。（１）の内容が最後の結論にはつながらないのかなというのがまず１つあります。

あと、「厳密な期間比較の担保」のところ、先ほど中田参与からのお話もありましたけれども、そういった話のほかの今残っている部分として、上から４行目「企業価値の期間比較が厳密になされることが投資行動に当たっての前提であり」というのは、どこかのオーソドックスな説明としてあるのでしょうか。余り聞いたことがなかったので、もし、過去の企業価値の期間比較が厳密になされることが前提であったとしたら、企業価値はもう既に株価等で表現されているので、財務諸表の話はここでは関係ないのかなという気がしますし、期間比較をするかどうかというよりも、将来キャッシュフローの予測を立てるために不十分でない、必要十分な情報を提供することが全てであって、過去の企業価値の比較を厳密にするかどうかは、してもいいとは思いますが、するかどうかはそれぞれの自由なのかなということがあって、この委員会は公益法人がメインなので、余り無関係なところでコメントを受けるような余地を残さないほうがいいという判断で、本来ここは全体の流れからすればそれほど重要ではないのですけれども、あえて墓穴を掘らないようにするということからすると、ここに書いてある文章は、一般的な教科書に書いてある企業投資理論で書かれていることとは少しニュアンスですとか言葉の使い方が違うのかなという気がしています。過去の企業価値の推移をもとに将来キャッシュフローの予測を立てるというのも、参考にはするかもしれませんが、それをどの程度将来キャッシュフローの予測に使うかは、その人の自由なのかなというところがあって、全体的に、一般的な教科書的な投資理論の話からすると、余りしっくりこないかなという点です。

あとは、次のページの最後に、他法人との比較に基づいて行われるものではないと書いてあるのですけれども、恐らく寄附に関して言えば、同じような事業をやっている他法人と比較して寄附行動が決定されるという実験結果も出ておりますし、あと、（１）は期間比較の話だと理解しているので、法人間比較可能性というものがあつたとすると、最後から３行目の「他法人との比較」というのは法人間比較可能性を言及しておりますので、タイトルの「厳密な期間比較の担保」という話とは話が違うかなというところです。

あとは、下から４行目に「法人価値」という言葉があるのですが、余り議論を巻き起こさないほうがいいのかというところは感じておまして、やはり企業会計との関係というのはなかなか書きにくい。特に最後に「理論上は正しいが」と書いてしまうと、この（１）自体が不要になってしまう可能性もあって、先ほどから長参与や皆様がおっしゃっているような（２）と（３）あたりがどうしてもメインにならざるを得ないと考えておりますので、仮に外に文章が出るとすると、かなり内容の検討が必要になるのではないかと考えております。

以上です。

○高山座長 ありがとうございます。

梶川参与からはいかがでしょうか。何か御意見があれば。

○梶川参与 私は、皆さんのおっしゃられたこととほぼ重複します。

1番目の期間比較の担保のところは、今、金子先生がおっしゃられたように、企業価値を算定する将来キャッシュフローの経営趨勢がわかる情報価値を生み出すために過年度修正をするという話でしょうから、企業価値の比較というのは順番が逆になってしまう話になりかねないので、まさに金子先生がおっしゃられたことのような気がします。だから、1ページの下から3行目の「将来キャッシュフローの予測」のところの修飾語として理屈がついてくるのではないかなということです。

それから、2番目の会社のところの話も、長さんが言われたところと全く一緒でございまして、この(3)もそうなのですけれども、基本的に会計情報の情報価値と、それが法的というか、制度的なものに使われている使われ方の話の問題なのではないかと思うのです。要するに、過年度情報を一定の法的安定性なり制度的安定性を持たず根拠に使っているときと、そうでないとき。これが一番大きく、独法もそうですし、公益認定などもそうですし、会社法もそれは同じ話なのではないかと思うので、他の社会的法制度に利用しているときには、この比較衡量、過年度修正というものについて一定の制限をかけても、社会的安定性にむしろ益するのではないかというところの一つあると思っておりますので、(3)とかその辺の話は、そういうことで結構なのではないかと。

最後、修文的に言えば、営利企業と何とかと、会計理論上は正しいというか、むしろ営利企業でも公益法人でも一定の情報価値はあるがとか、その程度のところなのではないかなとは、修文でおっしゃられていた方がおられたので、一応、私の考えとしてはその程度ということです。ですから、皆さんの御趣旨を取り入れていただいて、それで結構なのではないかと思えます。

企業会計の場合には、制度的にも過去の分を担保するという話が多分ないと思しますので、会社法が株主総会をやり直すのかとかいう話になるのです。どうしてもならざるを得ないですね。だから、こういう制度もそれと同じなのですね。会計理論というのは、純粹にいくとそういう話になるのですけれども、その国とかその制度の持っている副次的機能というのが重視される会計のときには、やはりなかなか過去を変えられない。租税関係なんかだって過去を変えるのかという話。何かに持ってくるときには過去は簡単には変えられないものですから、そこが一番、ある種どうしても企業の、特に金商法というか、純粹財務会計理論とは違ってしまうところだろうと思えます。

○高山座長 やはりキーワードは社会的安定性、法的安定性、その辺を前面に出して、皆さんの厳しい御意見を承って、修正というか、手を入れていくということによろしいですか。

○米澤次長 結構です。もうちょっと練ってみます。

○高山座長 方向性として、過年度遡及の適用につきましては、会社法と同じように任意ということで、できる規定的に考えていって、やりたいところはやってくださいと、強制まではしないという取り扱いでいこうと思いますので、ぜひそこについては御理解願いたいと思います。

それでは、3番目、日本公認会計士協会の検討結果につきまして、資料3-1から3-3まで提出されております。この点につきましては、上倉参与から御説明いただけるということですが。

○上倉参与 資料3-1ですが、これは会計士協会から提出された資料になります。タイトルが「収支相償・遊休財産規制と遊休財産の考え方」となっておりますけれども、中身としては、指定正味財産とは何ぞやというような中身でございます。タイトルは恐らく、この研究会でのタイトルをそのまま持ってきたような感じだと思っています。

これを議論するに当たっては、会計士協会の中でも非常に意見が割れました。研究会の報告では、非常に指定正味財産を狭く捉えた内容になっています。狭義説、広義説などという言葉が議論の中で飛び交いましたけれども、そういう言葉があるかどうかは別として、研究会は狭義説ですね。ただ、協会の分科会での議論の中では、いわゆる広義説、もっと広く指定正味財産を捉えてもいいのではないかというような意見もかなりありました。イメージ的には半分ぐらいあったかなというようなことです。

ただ、やはり寄附者の意思というものを財務諸表に適切に反映させるという共通認識は変わりませんので、そこで狭義説なのか、広義説なのかというところで、この研究会の報告の内容に沿って記載するのはどうなのかとか、そのような意見も出ました。ただ、その議論をし始めると收拾がつかないものですから、研究会の報告書を所与のものとして、狭義説というところに寄り添いつつ記載したというのが、こちらの内容になっております。

1番目に「背景」と書いてありますけれども、こちらは研究会のほうから要望が出た内容を列挙しているところです。「①使途の制約」「②指定正味財産から一般正味財産への振替」ということで、それぞれ幾つか項目を列挙しているところです。

2番目の「検討状況」ですけれども、ここで出てきますが、「『公益法人の会計に関する諸課題の検討状況』に規範性のあることを前提に」と、もうこれを所与のものとしてということで検討しておりますよというところが書いてあります。

順番にいきますと、「①使途の制約の明確な基準が必要か」というところですがけれども、寄附者から資金提供という取引事実があった場合には、寄附者の意思が財務諸表に適切に反映されるよう会計処理をすべきである。しかし、寄附者の意思には多様な形態があることから、寄附者による使途の制約を指定正味財産と一般正味財産に峻別する明確な基準を設けることは実務上困難であると思われる。そのため、使途の制約の明確な基準は実務指針等には設けない方向で検討を進めているということで、基準を設けるというのは、やはり実務上は非常に多様な寄附の仕方があるので、そこで基準を設けるのは不可能でしょうという結論になっています。

「②使途の制約に係る具体例を複数記載する必要はないか」。これにつきましては、諸課題の検討状況等にある具体例を実務指針等に記載する方向でいきますということです。

「③寄附者等に使途の制約を確認できない場合の法人での取り扱いについて」。寄附者から資金提供という取引事実があった場合には寄附者の意思が財務諸表に適切に反映されるよう会計処理をすべきである。寄附者による使途の制約が一定程度示されているものの具体的でない場合の取り扱いは諸説あるが、『公益法人の会計に関する諸課題の検討状況』に準拠する旨の実務指針等を公表することとする。

裏面に行きまして、「④寄附者の意思によって一定割合を管理費に充当できる旨の記載の必要性」。寄附金の区分経理は使途の定めにより配賦するとされており、寄附者から管理費に使うことを指定されていれば、管理費に充当できることは既に自明である。しかし、普及啓発の意味で実務指針等に追加することに一定の有用性が認められるため、実務指針等に記載する。これは当たり前のことだから、あえて書く必要もないのではないかという話は出ましたけれども、ただ、あえて確認の意味で記載するのも有用ではないかということで、記載する方向で検討しますということでございます。

「⑤運用益の取り扱いについて」。指定正味財産を財源とする基本財産の運用益の取り扱いは諸説あるが、『公益法人の会計に関する諸課題の検討状況』に準拠する旨の実務指針等を公表することとする。これもいろいろな意見が出まして、実務上は非常に多様な形態があるのだろうということで、ここで記載するのはどうなのかというような意見もありましたが、これは検討状況に書かれていることを大前提として記載しますよということでございます。

「⑥制約の解除について記載が必要か」。制約の解除も、寄附金を受け入れた際と同様に、解除額・タイミングが財務諸表に適切に反映されるよう会計処理すべきである。しかし、多様な寄附者の意思がある中、制約の解除の明確な基準を設けることは困難である。そのため、制約の解除の要件について制約の明確な基準は実務指針等には設けない方向で検討を進めている。また、寄附者から特定の事業を指定されて使うこととされた寄附金を指定正味財産とした場合で、合理的な理由もなく支出せずにいる場合には、『公益法人の会計に関する諸課題の検討状況』では「一般正味財産に振り替える」とある。これに準拠する実務指針等を公表すべきかどうかを検討しているということで、ここも非常に意見の多かったところで、「一般正味財産に振り替える」とありますけれども、本当にそれでいいのかというような、それは会計上の問題ではなくてガバナンスの問題ではないかとか、そういった意見も出ましたけれども、これも一応公表すべきかどうかを検討しますということです。

「⑦制約の解除に係る具体例を複数記載する必要はないか」ということで、こちらは検討状況等にある具体例を実務指針等に記載する方向でいきますということでございます。

最後に3番目、これはちょっと余計なことなのかもしれませんが、この『公益法人の会計に関する諸課題の検討状況』というタイトルが、どうも規範性があるように受け

取られていないのではないかということで、協会のメンバーも、これって何か規範性があるのみたいな、そんな半信半疑な状況にあるということで、公益認定等委員会等に対して御要望的なものがここに、規範性があることを周知していただきたいというような御要望が記載されています。

あと、2つ目のポチは、公益社団・財団、それと認定の申請をする一般社団・財団法人だけでなく、その他の法人です。移行法人ですとか、あるいはその他の一般法人もこれに準拠する必要があるのかどうかというようなところも明らかにしていただきたいという御意見でございます。

○高山座長 とりあえずここで切りましょうか。行間からいろいろ湧き出してきているのですけれども、ありがとうございました。

使途の制約につきましては、この検討会でも金子参与からも強く御意見が出ていますように、もともと16年基準では使途の制約は緩やかですので、こちらの検討会で出したところにつきましては、理論的にはどうなのというところがあった中で、事務作業としてやはり出していかないと混乱が生じるだろうということで、この検討会で方針を出させていただいているというところがうまく伝わっていないのかなということでございます。理論的な問題からすると広義説になってくるとは思いますけれども、再協議ではなくて、そこをちょうど中間あたりに落とし込んだのが検討会の状況ということで、ガバナンスでもって自分たちの中で使途の制約をかけられる可能性を文章の中で出しているところを読んでいただけるのかなと思ったのですが、なかなか厳しいのかなというところございます。

そうはいいながらも、これは渋々ながらもやってくれるということなのですかね。

○上倉参与 そうですね。そういうふうに理解しております。渋々ながらやるのではないかと。ただ、一番最後の3番目に書いてあるように、もう少し周知していただけないでしょうかというところなんです。

○高山座長 むしろ協会のほうでそういう指針を出していただければ補強になるかと思ったのですけれども、なかなかあれですね。

○上倉参与 補強になるかなというよりも、むしろ内閣府のほうで、これは規範性があるのだということをぴしっと言っていただければ、それに沿った形で。

○高山座長 会計基準の改定か何かにまで持ってくれば、しょうがないとなるのでしょうか、検討状況ぐらいだと。

○上倉参与 会計基準の改定までいなくても、この検討状況というタイトルにどうも規範性を見出だせないみたいな。

○高山座長 確かにタイトルは緩やかですね。

○上倉参与 何か中間報告みたいだねと、結構皆さんそういう印象をお持ちのようです。

○高山座長 そうですね。そこも考えなければいけないかもしれませんね。わかりました。

○上倉参与 これでもう決まりなんだよというところが感じられないといいますかね。

○高山座長 実務的なところは、やはり協会のほうで率先してやっていただきたいかったと

ということなのですけれども、なかなか我々と温度差があるようで、対応は慎重にやって御協力を願っていかねばいけないのかなと思うのですけれども、一般的な御説明を受けて、何か長参与のほうからコメント等があれば。

○長参与 非常に残念な状況で、会計士協会の会員の皆様もいろいろな指導をされていて、何がしか寄附者の意思があれば指定という、非常に緩く判断している方もいますので、それが覆ってしまうというのは非常に恐れているのもあると思うのです。今までやってきたことと違ってしまいます。16年基準は特に広がったので、初めて一般と指定というのを分けたというのがありますので、そういう点では、今までの実務がまだまだ醸成されていなかったというところだと思うのです。ここでもうちょっと会計士協会の皆さんにも一歩進んだ指定というのを、もう少し検討していただきたかったなという感じがします。

○高山座長 そうですね。だから、今回をチャンスに、もう一回理事会で考えを新たに出してほしかったなというのがこちらの意思だったのですけれども、なかなか通じないというのはありますね。

○長参与 もともと16年基準でもそうでしたけれども、議論として、指定にするか一般にするかと、複数年度にかかる寄附者の意思、その指定があるのかないのかで基本的には分けるべきだと。単年度で終わるものは、当然、指定をとったとしても一般にいきますので、指定正味財産として残らないということですので、事業について複数の年度にかかるか、ないしは永久に持ってほしいというような指定があるのかないのかということが本当はキーだと思うのですけれども、それがはっきりしていないということですね。ですから、期間がはっきりしていないものは全部一般だということになると思うのですけれども、その点もちょっと検討していただきたかったなという感じはします。

○高山座長 中田参与から何か御意見等は。

○中田参与 この諸課題の検討状況、私は公益法人の方々とか、それにかかわっている税理士の方々とかといろいろお話をする機会もあったのですけれども、余りにも知られていないので本当にびっくりしました。多分、物すごく温度差があるのだと思います。

私は、この検討課題の報告の中で狭義説をとったつもりは自分としては全くなかったのですが、狭義説というのですごくびっくりしたのですけれども、結局、16年基準から比べたら少しは狭めたかもしれませんけれども、ある程度法人の自由なところで狭めるということで、かなりフリーハンドなところを残したという意識でいたのですね。そうしたら狭義説と。では、広義説は何だという話で、ちょっとびっくりしてしまったのです。

この検討状況の位置づけに規範性があるのかという質問で、その意見は無理もないような気がするのです。ただ、協会の非営利法人委員会でそれを言うかというのはちょっとびっくりしたのですけれども、本当に皆さんに知られていなくて、それが出ていることもわからないし、出ていたとしても、それは単に出たものであって、それこそ本当にそれによってのものなのかどうかというのが明確でない。これはどちらかというと、この報告書が出たと。だから、それに従って運営も考えますみたいなことを内閣府のほうで、ホーム

ページでもいいですから言っていたら、ちょっと見なければいけないかなというふうに思うのではないかと思います。さらっとホームページに、これが出ましたというだけで、ああ、検討しているのかみたいな感じで、全然皆さん見ていただけていない感じがします。

○高山座長 それでは、金子参与から。

○金子参与 協会の内容についてというよりも、検討状況で、あくまでも実務的な部分でやむを得ず少し狭めたという理解でいいのですね。

○高山座長 そうですね。

○金子参与 協会の話は私がすべきものではないですけども、少なくとも1990年代、今はもう引退されているような先生は、大部分が広義説だったような。一番最初に協会のところで1990年代に始まったのは、河合先生とかが訳されたところは完全に広義説をとられていたと思うので、狭義説が半々になったというのは、広義説のほうが圧倒的かと期待してはいたんですけども、オペレーショナルな部分でやむを得ず狭義説をとるのはわかるのですが、そんなに圧倒的に狭義説が多いのかなと。

○上倉参与 実はこの16年基準にかかわられた先生に来ていただいて、ちょっとお話を伺ったりもしたのではありますが、その先生は広義説です。

○高山座長 みんなそうです。

○中田参与 でも、以前、上倉参与が出されたのは、すごくがちがちの狭義説でしたよね。だから、私は協会は狭義説なのかと。

○上倉参与 そんながちがちの狭義説というわけではないですけども、ただ、この検討状況の文章を会員の方が見ると、どうも狭義説に見えるみたいですね。

○高山座長 ちょっとでも制約が入っていれば、当初はみんな指定だったのでね。

○上倉参与 ただ、考え方はそうなのですけども、実務がそれに追いついていなかったというところが多分にあると思うのです。指定正味財産にすると結構会計処理が面倒なので、多少指定があったとしても、一般正味財産にしてしまっていたというのが16年基準のもとでの会計の実務だったのかなという気はしています。

○高山座長 20年になって、今度は全く正反対になりましたからね。指定にしたほうが有利だということで、わっとこちらに移りましたからね。わかりました。

梶川参与から何かコメントを。しにくいでしょうけれども。

○梶川参与 立場も含めて非常にしにくいですけども、実態から話をする場合と、理論的、理念的な整理をされたい場合と、だけれども、お互いに議論の念頭に置かれる事象が多分こういうケースは異なった話し合いになっていると思うのです。ただ、いずれにしろ協会としてももうちょっと趣旨を踏まえた形で、これはもうちょっと検討してみる必要もあるのではないかなと。私自身、ここに文章が出る前に言うべき話だったかもしれないんですけども、そういうたてつけ論は少し今、置かせていただいて。

もちろん、この検討状況についてわかりにくいというのは、一般の方にわかりにくいと

いうことは一つあるとは思いますが。ヘッドラインだけの問題かもしれませんがね。

ただ、規範性をお互いにつくっていくというスタンスは、やはり協会としてもつくらせていただくというか、デファクトの規範に貢献するというは、今ここまで議論してきたこの委員会との分担だと思いますので、そういう意味では、まず規範性がなければ何もというのは、ちょっと協会のまとめ方としてまずいと思いますので、やはりそれは自分たちの議論が収束できないという話になりかねませんので、もうちょっと丁寧に議論をさせていただくべく、検討させていただければと思います。ここにおられる当事者の、どちらの立場の当事者かというのは抜きにして、そういう話として取り扱わないと、多分こうやってお互いにキャッチボールをしながら実務上の規範ができていくという大きな流れを今、模索しているのだと思いますので、まずは決めてもらわなければ何もできませんという話は、実務家としてはいかがなものかだと思いますので、そこをもう一度御検討させていただければと思います。

○上倉参与 はい。

○梶川参与 委員会立場で言えば、そうはいつでも、会計士がということではなくて、作成者側がもうちょっとこの話について、中田さんがおっしゃられたようにあるのだということと、こういう方向で物は考えていこうよということを公益認定等委員会が考えているというメッセージ性のあるものは、ちょっと御助力いただいたほうが、多分現場にいる監査人等の立場の会計士ないしは指導的立場の会計士としては、しやすいだろうということはあると思います。ちょっとまとまりのない話になりましたけれども、そのように考えます。

○高山座長 ありがとうございます。

余りにも知らない人も多いということで、ちょっとアナウンス不足だったのかもしれないという反省はございます。

では、3-1については、内部では大変かもしれませんが、ぜひ頑張ってください、お互いにウイン・ウインでいけるような状況をつくっていただきたいと思います。

では、3-2について、よろしくお願いします。

○上倉参与 資料3-2の1ページ目、これは研究会のほうから協会に対して依頼した文書の抜粋でございます。実質は2ページ目以降になります。

その他有価証券に区分された債権について、時価評価する場合の会計処理を明示したということで、償却原価法を適用した上で時価評価するのですよというところの内容でございます。

「金融商品に関する会計基準」によると、「その他有価証券」に区分された債権について、償却原価法を適用した上で時価評価することが求められている。また、20年基準では金融商品の運用による利息等と評価損益（売却損益を含む）を明確に分けて表示することが定められている。したがって、原則的には「その他有価証券」に区分された債権については、償却原価法を適用した上で時価評価する必要がある。

ただし、取得価格と債券金額の差額に重要性に乏しい場合は、償却原価法を適用しないことが認められているということで、ここで重要性の話を書いておかないと、これを読んだ人が一律に小規模なところまでやらなくてはいけないのかという誤解が生じる可能性があるということで、あえて重要性の話は前段のほうに持ってきているところがあります。

その下、「その他有価証券」に区分された債券について、償却原価法を適用した上で時価評価する会計処理をしますと、以下のとおりであるということで、（設例1）というものを設けています。

こちらで書かれておりますが、（1）はクーポンを受け取ったときの仕訳で、3ページに行きまして、（2）が決算時の仕訳で、①が償却原価法を適用するときに仕訳で、その上で②のほうの時価評価の仕訳というものが記載されております。

設例1のほうは、一般正味財産から充当された基本財産としての債権という前提を置いています。設例2のほうは、指定賞味財産に区分される寄付によって受け入れて基本財産としての債権についての事例でございます。基本的な仕訳の構造は全く同じでありまして、4ページ目の（2）一般正味財産への振り替えの仕訳ですとか、（3）の①のところでは、受取利息も指定正味財産増減の部に計上するあるいは評価損益につきましても、指定正味財産増減の部で計上されるというところを示しております。

ここで論点になりましたのは、決算時の仕訳までここに記載されていますが、翌年度の決算のときの仕訳をどう書くのかというところで、これが洗い替えなのか切り放しなのか。翌年度売却した場合に、そこも洗い替えなのか切り放しなのかというところで議論がされました。

当初は翌年度の仕訳でここに記載されていましたが、余り議論しても進まないねということで、洗い替え切り放しという話はそれぞれの専門家の立場で判断していただければいいのではないかと。

金融商品会計基準の考え方は恐らく洗い替えだと思うのです。また、内閣府に出す提出書類の別表Hのところでの記載も洗い替えが前提になっているような表のスタイルになっています。そこでいろいろな論点が出てきたものですから、そこは記載するのはやめましょうということで初年度の仕訳しか記載しておりません。

4ページ目の下のほう、クエスチョン2のところにつきましては、財務諸表への表示のお話が書かれています。先ほどの仕訳を切った結果の財務諸表の表示ということで、5ページ目では設例1の場合の一般正味財産増減の部で計上されることを前提とした表示になっています。

6ページ目では、設例2を前提にした指定正味財産増減の部の記載されることを前提とした内容になっております。

とりあえず私のほうからの説明は以上でございます。

○高山座長 ありがとうございます。

それでは、今の御説明の中で御質問等がありましたら、御発言をお願いしたいと思います。

す。長参与のほうから。

○長参与 翌年度の処理なのですけれども、洗い替えに反対という方もいますか。

○上倉参与 賛成・反対とかいうのではなくて、16年基準のときに出した実務指針では、洗い替えというよりも切り放しを前提にしてつくられているのです。そこの整合性がどうなのか。そういった話も出まして、金融商品会計基準が洗い替えの考え方をとっているということは間違いのないと思いますので、16年基準のときに行った実務指針での前提と違ってきてしまうねというところがありまして、触れないでおこうというような。

○長参与 見直しされているのですね。16年基準を20年基準に置きかえて、もうすぐ出るのですね。

○上倉参与 もうすぐというか、一応まとまっているのは。

○長参与 それは触れていないのですか。そのままなのですか。

○上倉参与 そこでは触れていません。

○長参与 こちらもそれで触れないということですか。

○上倉参与 はい。

○長参与 両方とも触れないでそのままにしておくということね。

○高山座長 みんな宙に浮いてしまっているのです。

○上倉参与 考え方が変わってしまうのかなというところもなかなか書きにくいなというところも。

○長参与 16年基準を20年に置きかえたときに触れなくて、こちらで触れてあるぐらいにすれば、そのほうがすっきりすると思うのです。

○中田参与 16年基準は切り放しが前提でしたね。

○上倉参与 そういう前提で皆さん協会のメンバーも進めてきたのだけれども、今ごろになってどうも違うのではということです。

○長参与 協会として出しづらいということですね。

○高山座長 当時の状況を御説明させていただきますと、協会自体は切り放しをとっていて、時価に変えてしまうということで考えていました。20年基準でその問題があったからこそ、下のほうに評価損益等を入れ込んで、売却もそこに入れることによって洗い替えをとろうが、切り放しをとろうが、結果は同じになるように調整しているのです。ですから、どちらをとってもいいのですけれども、先ほど上倉参与がおっしゃったように、H表は切り放しをとってしまうと書けないのです。洗替法をとらなければH表の細かいところまで書けないということなので、そう考えていくと、H表のほうから引っ張られて、実務的には洗替法になるのかなと思っているのです。

あとは、切放法をとっていたのでしようがないのでしようけれども、とっていながら、H表を書くときだけ調整をするというやり方もあるのでしようが、余りそれは実益がないのかと思っている状況で、ここで書いていただけるかと思ったのですけれども、なかなか書きにくいのですかね。そこで結果同じであるがということですが、H表のことを考える

と、洗い替えをしたほうが便利というか。

○上倉参与 ここに書かないことについては、この実務指針という形で入れ込むのではなくて、別途研究資料みたいな形で出したほうがいいのではないかというお話になっています。

○高山座長 そちらのほうが便利だよということで持っていくのですかね。

御意見ありますか。

○小森委員 それはもう。

○長参与 そうしないと決着はできないということですね。

○高山座長 その点については協会のほうでお願いして、どう持っていくかということとはよろしく願いいたします。

○上倉参与 別途必要だという御意見はありますので。

○高山座長 書いてあげないとね。H表が書けないですね。

○上倉参与 H表の考え方に合わせないと、なかなか実務が煩雑になりますので、本当に洗い替えという考え方に切りかえていただいたほうがいいのかと思っています。

○高山座長 中田参与から何か御質問はありますか。

○中田参与 3 ページの設例 2 で、指定正味財産に区分される寄付によって受け入れた基本財産としての債券について償却原価法を適用する場合がありますね。ここはいつも議論になるところですが、会計処理の(1)(2)の利息分です。ここは(1)のところ貸方を指定にしてありますね。これが結局指定正味財産によって区分される寄付によって受け入れた基本財産の利息は指定なのだという根拠になっているのです。

その次の(2)で一般に振り替えているのですが、16年のときには、一般にするというのが原則だったのですが、実務指針4か何かでこういう仕訳を入れたことによって、基本的には基本財産、指定の元本から使用する利息は全部指定なのみたいなことになってしまって、そのところで議論が錯綜するのです。

○上倉参与 これは結果としては一般的に振り替えているので、フリーな資産であれば一般に振り替えますよという感じです。

○中田参与 それが前提になっているわけです。それは前提条件の中に入れておいたらどうでしょう。これは指定に入れた上で一般に振り替えるということ。

○上倉参与 これは実務指針のその4と全く同じものをここに記載しているのですけれども、当時(1)の仕訳を一旦指定正味財産に計上しないと、いわゆる利息の調整という償却原価法の考え方を表現できないではないか。指定正味財産増減の部で利息の調整だということを表現するために、あえてここに入れているのです。

○中田参与 それはわかります。

○上倉参与 (1)の受取利息と(3)の①の受取利息をセットで同じ指定正味財産増減の部に計上しないと、償却原価法の考え方を表現できないでしょう。そういう意見が当時強くて、かなりこだわられた先生がいらっしやいまして、それであえて(1)は一旦指定

に入れるのだと。そんなこだわりがあった実務指針4だったのです。

○中田参与 このところが指定から生じる利息はみんな指定なのだということの根拠になっているようなので、このままでいいのかなと。

○上倉参与 (2)の仕訳のところ、注書きみたいなものを入れたほうがいいのでしょうか。

○中田参与 通常の場合は、指定に一度入れた上で即一般に入れるのですね。そういうことですね。

○高山座長 そうです。

○上倉参与 一般的には、(1)と(2)がセットでやっていると思います。

○中田参与 これが通常の場合なのだからという前提で、セットで上げなくていけないということと一緒にこれをやったのですけれども、そのことによってそこだけが切り取られて、指定から生じた利息は指定なのだみたいなことになってしまったのです。そこところがいつも議論になるのです。これは何か書いたほうがいいのかなど。

○高山座長 これはアモチとアキュムとあって、価値が上がっていくときには受取利息で計上できるのでしょうかけれども、価値が下がるときにマイナスの利息だけが指定に計上されてしまうということを防ぐために、セットがあってやっていったので、本当に会計処理の例を出すときには、アキュムレーションではなくて、アモチを出すそれはそうだよねとなる。アモチ、すなわち(3)の①がマイナスの受取利息が出てくる。そうすると、これを出さないとおかしい。それが協会のその4を出していたところなのだと思うのです。それで対応しましょうということですね。

ただ、基本は通常いただくお金のキャッシュとしての利息は一般で使ってもらおう。拘束はされないという考えでやったのですが、それがつまみ食いされて変なふうになっているところですね。

○松前課長補佐 今の点は、前回の研究会の報告書を出していただいたときに十分御検討いただいておりますので、この報告書の中でも指定正味財産を財源とする基本財産の運用益についての考え方を記載しておりますので、その文書を実務指針のほうに入れていただくようお願いをこちらからしてはいかがでしょうか。

○高山座長 いいですね。そこは皆さん間違えるところなので、再度そこを注意喚起で書いていただけませんかということですね。お願いしたいのです。

○松前課長補佐 文書を御紹介いたします。

この検討状況のところの3の収支相償、遊休財産規制として正味財産の考え方のところの20ページの上のところでございます。指定正味財産を財源とする基本財産の運用益について、当然に指定正味財産であるとの考え方もある。しかし、例えば運用益の発生した当該事業年度の費用に充当することを期待している場合も多く、運用益についてまで指定正味財産とすることは寄付者等の意思を超える場合も多いと考えられる。

このため、運用益について具体的な使途の制約があるものについてのみ指定正味財産と

して取り扱うことが適当であると考えられるということがございますので、これを見ていただいて、入れていただいたらいかがかと思えます。

○上倉参与 この文章をリファーするようなコメントを引用するか。

○中田参与 複雑なのでもう一個Qをつくるとか。

○高山座長 実務も混乱している部分なのです。

○中田参与 Q&Aをつくるとか。

○上倉参与 この果実が指定なのか何なのかというところのQですか。

○高山座長 お任せしますので、ちょっと検討していただいて、実務が混乱しないように再度、今の文書が我々の検討会のまとめですから、むやみに指定じゃないよということですね。そこは再確認をお願いいたします。

金子参与から何かないですか。

○金子参与 特に。

○高山座長 梶川さんもないですか。

○梶川参与 ないです。

○高山座長 では、以上を踏まえて、もう一度協会のほうも再検討を願えればということが我々の意見ですということをお伝え願えればと思います。

それでは、資料3-3をよろしくお願ひします。

○上倉参与 資料3-3「正味財産増減計算書内訳表における法人会計区分の義務付けの緩和」ということで、クエスチョンとしまして、どのような法人が緩和の対象となっているのでしょうかということと、法人会計区分を廃止する場合にはどのような点に注意して作成する必要がありますかというQをつくっております。

それについてのアンサーとしまして、研究会の報告書で一部の法人について正味財産増減計算書内訳表の法人会計区分の義務づけが緩和された。

(1) 法人会計区分の義務づけが緩和された法人ということで、法人会計区分の省略が可能とされたのは、公益法人のうち、公益目的事業のみを実施している法人である。収益事業等を実施している法人は、当該収益事業等から生じた利益の50%を公益目的事業のために使う必要があるが、法人会計の区分を省略した場合、当該利益が、公益目的事業会計の区分に表示されている管理費に充当されてしまう可能性があり、会計的に認定法令の要請を担保することができないとして省略することは認められていない。

公益目的事業のみを実施している法人では、法人会計区分の記載を省略することによって、正味財産増減計算書内訳表における作成負担が減少するとともに、財務諸表として簡潔な表示が可能となると考えられる。その一方で、法人会計の区分がないため、管理費の財源は、管理費相当額の収入と見ざるを得ず、管理費と管理費財源としての収益の差額としての黒字の発生はなくなると考えられているということで、ここに記載されている内容は検討状況についてでも記載されていることではありますが、改めてここでアンサーとしても確認をしているというところでもあります。

20年基準との関係ということで、20年基準では第1総則4会計区分において公益法人は法令の要請等により必要と認めた場合には会計区分を設けなければならないとされている。一般に公益法人は収益事業等の利益の50%を公益目的事業の財源とすることが求められているため、収益事業等会計の当該利益が、公益目的事業会計に繰り入れられ、公益目的事業のために使われているかどうかを明らかにする必要があると考えられる。これを踏まえてガイドライン18(2)では、正味財産増減計算書内訳書において、公益目的事業会計、収益事業等会計、法人会計の3区分を設けることを求めている。このような法令上の要請から20年基準においての3区分が求められていると解される。

しかし、公益目的事業のみを実施している法人の場合には、収益事業等からの利益の振り替えは存在しないため、ガイドライン18(2)で示されている3区分の要請の趣旨に当たらない。

また、公益目的事業が1つしかない場合には、正味財産増減計算書内訳表は実質的に正味財産増減計算書と変わらないため、正味財産増減計算書内訳表の作成自体が省略することができる。

なお、20年基準第1総則、2一般原則(3)は、「会計処理の原則及び手続並びに財務諸表の表示方法、毎事業年度これを継続して適用し、みだりに変更してはならない」とされており、一度、法人会計区分を省略した場合には、正当な理由がない限り継続的に省略する必要があると考えられるということで、法人会計区分を省略した場合の様式というものを(3)のほうで示しております。

収益事業と会計、法人会計の列を削除しただけの表になっておりまして、また、3ページ目の表の真ん中よりちょっと下あたり、従来法人会計で経常されていた正味財産の残高、それを公益目的事業会計のほうに持ってくる。そういう科目が必要でしょうということで、アンダーラインを引いております法人会計区分廃止に伴う一般正味財産期首残高調整額というような勘定科目をここで設けております。

(4)のほうにいきますと、廃止時の処理ということで、今回の会計研究会の報告書の公表により一定の要件のもと、法人会計区分の省略が容認されたことから、これを理由に法人会計区分の省略が容認されたことから、これを理由に法人会計区分の省略による表示方法の変更は認められると考えられる。

変更にあたっては、変更年度の法人会計区分の一般正味財産期首残高は、正味財産増減計算書内訳表において公益目的事業会計区分の共通欄において、一般正味財産期首残高の調整項目として法人会計区分廃止に伴う一般正味財産期首残高調整額等、適切な名称で公益目的事業会計区分の一般正味財産期首残高を調整することが考えられる。

次のページに行きまして、なお、公益目的事業が1つしかない場合には、正味財産増減計算書内訳表は、実質的に正味財産増減計算書と変わらないため、正味財産増減計算書内訳表の作成自体が省略することができる。

あわせて、当該表示方法の変更に係る注記例を示すとすれば、以下のとおりであるとい

うことで、記載例を記載しています。

前期まで、法人会計区分に表示されていた収益及び費用については、「公益法人の会計に関する諸課題の検討状況について」が公表され、法人会計区分の義務づけが緩和されたことに伴い、当期より法人会計区分を廃止し、公益目的事業会計の区分に含めて表示しているということです。

あと、その下に※がついておりますけれども、これは表示方法の変更と取り扱っておりますが、会計方針の変更に該当する可能性はないのかということ。そんな意見も出まして、私個人的には表示方法の変更でいいと思っているのですけれども、会計方針の変更ではないのかどうかというところは、引き続き議論させていただきたいというところであります。

(5) 収支相償の判定の仕方ということで、収支相償の判定は一義的には公益目的事業会計区分の経常損益によって行われることとなっているが、法人会計区分を省略した場合には、公益目的事業会計区分の収益から管理費相当額を控除した差額を「収入」として、「費用」は公益目的事業費をもって収支が判定されるということで、これも確認の意味で記載された文書になっています。

とりあえず、ここで一旦。

○高山座長 ありがとうございます。

気になるのは、2ページ目の上から2行目、正当な理由のない限り省略する必要があるということになると、一回これは省略したら基本的には戻れないと考えるのですか。正当な理由にプラスになってしまって、今まではマイナスだからやっていたけれども、プラスになってしまったときは正当なのかしらというのは、心配は心配です。皆さんの御意見を聞いていきたいと思います。

長参与から。

○長参与 ここまでのところでは特にありません。

○高山座長 中田参与は。

○中田参与 私も特にはないです。

○高山座長 金子参与から何か御意見。

○金子参与 特にはないですけれども、表現上の正当な理由がないかぎり継続的に省略する。正当な理由がない限り法人会計を復活することは認められないというのが表現としてはより適切だと思います。

以上です。

○高山座長 梶川参与から何か。

○梶川参与 問題ないですが、省略できるという話に継続性というのはあるのですかね。

○高山座長 ちょっとそこが私もあるのですけれども。

小森委員から何か。

○小森委員 特にはないのですけれども、報告書の表現を。

○中田参与 この正当な理由がない限りというのは報告書にはありませんでしたか。

- 高山座長 報告書にはないです。
- 上倉参与 一旦省略したのにまた復活させるというのは、復活させるというのは法人会計であるという不安を持たせるような結果になるかと思imasので、そこまでのいいところはないのではないかと。
- 小森委員 それはそうですね。
- 高山座長 当初、黒字が使えなくなるということで、法人にとっては不利だと思ったのですけれども、実際にアンケート等を見るとすごくみんな喜んでいるのですよ。将来の禍根を残すような方向に皆さん移るのかなということがありますが、ですから、省略できるとしたものについて、継続性を適用するというのは結構しんどい話になってくるかなという気はしているのです。でも、やってもらわないとだめなのですかね。そういうのを考えずに安易に行きそうな気がしまして、十分熟慮した結果行くのではなくて飛びついて、でも戻れないよなんて言っていていいかなということは少し心配はしている。
- 中田参与 またもとに戻るときに注記をしてもらうということではないですか。
- 高山座長 正当な理由を入れてしまうと、理由があるから。
- 上倉参与 正当な理由というのはあるのですか。
- 小森委員 ないでしょう。
- 長参与 収益事業を始めない限りはないですね。
- 高山座長 何か収益事業でやってもらえば、正当な理由どころかそれは分けなくてはいけなくなりますから。そういう心配はあります。
- 小森委員 間違ってしまったというものは。
- 高山座長 正当な理由ではないですよ。でも、きっと間違ってしまったということはあると思うので。
- 小森委員 やってみて不具合がわかって、もとに戻りたいという法人さんは結構。
- 中田参与 出てくるかもしれませんよね。
- 梶川参与 省略できるというのは、通常は簡便性の言い方は変ですけども、本店みたいなものですね。標準方法は2つありますという話ではないような気がするのです。実務上の便宜でということなので、それを原則的な方法に戻りたいという話は、逆に弊害みたいなものはあるのですか。ケースをいろいろ考えて、これを使い分けた弊害みたいなものは。
- 高山座長 ないでしょうね。むしろ使った法人側が先ほど言いましたように。
- 梶川参与 時にはこちらとか。
- 高山座長 それも余り好ましいことではないでしょう。
- 長参与 実務的には戻れないですね。金融資産がもしあった場合は公益目的事業会計の資産にしてしまいますから、それを法人会計にもう一回するということはできないですから、なので戻れないのではないかと思います。
- 高山座長 プラスをつくっていくという形ではできるのかもしれませんが。

- 上倉参与 残高がゼロという前提で戻るということは。
- 高山座長 それはあり得るのだと思うのです。ただ、今、公益の中に入れてしまったものは出せないですね。
- 長参与 なので、かなり厳しいですね。
- 高山座長 普通はいかないと思っていたのですけれども。
- 中田参与 貸借対照表の内訳をつくっていませんから、わからないのですよ。
- 梶川参与 制度的変更はないわけですね。
- 高山座長 特典を書いたつもりだったのですけれども、使うからにはけん制にはなりませんかね。それまでわかった上でやりなさいとなるのですかね。
- 上倉参与 ここは議論されましたか。
- 松前課長補佐 ここは余り議論されていないです。あと、報告書ではないのですけれども、FAQのほうでは少々そういうことを気にしております、表現としては一度法人会計区分を作成しないこととした場合には、継続的な情報提供を行う見地から、次年度以降も継続的に作成しないこととなりますという表現はしております。
- 梶川参与 それとは平仄が少し合うのですね。どちらにしてもという話になってしまうと話が大幅になるかな。
- 高山座長 検討会の中でも黒字がなくなることに留意する必要があるとか、そういうことで書いて、業務量を勘案して、作成を省略することができることとするということで、あくまでも資金ではなくて業務量ですよということでしたね。
- 書くならば、省略した場合には継続的に、正当でない理由はとっていただくとありがたいような気がするのです。
- 米澤次長 FAQには正当な理由という言葉は入れていませんので。
- 梶川参与 ここで皆さんがそういう趣旨もあり得るとすれば、それをまた協会に投げかけていただいて。
- 高山座長 書くとかえってクローズアップしてしまう感じもありますので、FAQと平仄を合わせていただければありがたいなということをお伝え願えますでしょうか。
- 梶川参与 何かの説明は去年まで違ったよということは、省略していたけれども、今年から書きますよと。
- 高山座長 それは考えてもらえばいいので、その中には正当な理由なくとそのままやってしまう可能性もあるかもしれませんね。でも。理由はきっと収支相償がクリアできなくなったときが理由になっていると思うのです。そのままだと。そのとき初めてはたと気づくのです。
- 上倉参与 それは正当な理由にならないです。
- 米澤次長 監督する側からもいかなものかと思いますね。
- 高山座長 もう一度皆さんで考えていただくということをお願いいたします。
- 次、4ページ目からお願いします。

○上倉参与 ②、正味財産増減計算書内訳表期首及び期末正味財産残高の記載の仕方について教えてくださいというクエスチョンをつくっていきまして、アンサーとしまして、貸借対照表の単位ごとに期首及び期末の正味財産残高を記載すれば足りるため、事業ごとの期首及び期末の正味財産残高については必ずしも記載が求められていないと考える。

そして、例示を示しております。貸借対照表内訳表を作成していない場合と、作成している場合ということで例示していきまして、作成していない場合には一番右側の合計欄のところだけ数値を記載すればいいですよという、内訳を作成している場合は、公益目的事業会計と収益事業等会計、法人会計の小計欄だけ数字を記載すればいいですよというところが記載されています。

こちらは特段御意見はないのかと思っておりますけれども。

○高山座長 これは検討会でも出していますので、それに平仄を合わせていただいているということで、よろしいですかね。

次、5ページ目をお願いします。

○上倉参与 「③ 実施事業資産の注記について」ということで、実施事業資産の会計上の取り扱いを教えてください。実施事業資産とは実施事業等のために保有する資産であり、法人において認可申請書や公益目的支出計画実施報告書で実施事業資産として申請した資産である。実施事業資産は公益目的支出計画の実施に影響があるため、整備法規則第42条は、貸借対照表において実施事業資産を、また損益計算書において、実施事業等に係る額を明らかにしなければならない旨が定められており、その具体的方法として、20年基準において貸借対照表内訳表、正味財産増減計算書内訳表について定めている。

一方でガイドラインⅡ・4では、正味財産増減計算書内訳表については、作成を要請しているが、貸借対照表内訳表については明確にされていない。FAQにおいて実施事業資産については注記にて表示することが可能な旨が明示されているため、貸借対照表、内訳表にかえて、注記による方法も認められると考えられる。

(1) 注記例ということで、こちらの報告書のほうでも記載されていますけれども、それをそのままここに改めて確認の意味で記載しているというところがございます。

(2) 貸借対照表内訳表の実施事業等会計の区分と実施事業資産の関係性ということで、貸借対照表内訳表の実施事業等会計の区分は、実施事業等に係る資産及び負債が表示され、その範囲は、実施事業資産よりも広い概念である。実施時期資産は、公益目的支出計画の適正な実施を担保するための資産として、実施事業会計等の区分に表示された固定資産とされるが、貸借対照表内訳表の実施事業等会計の区分に表示される資産・負債はそれ加えて実施事業等に関係する未収入金、未払金、借入金等が含まれる。こちらも報告書で確認された内容の繰り返しのような記載です。

(3) 正味財産増減計算書内訳表での関連損益の取り扱い。実施事業資産を貸借対照表の注記として表示した場合であっても、実施事業資産から生じた損益については正味財産増減計算書内訳表の実施事業会計区分の損益に計上する必要があるため、注意が必要であ

る。例えば実施事業で使用する建物等の償却性資産を実施事業資産としている場合には、当該資産の減価償却費は実施事業会計等の区分の費用に表示されるし、実施事業の財源として保有している投資有価証券等の基本財産や特定資産を実施事業資産としている場合には、当該資産から生じる運用益等は、実施事業会計等の区分の収益として計上されることとなる。これは整備法16条、17条を参照。

(4) 継続性。20年基準は「会計処理の原則及び手続並びに財務諸表の表示方法は、毎事業年度これを継続して適用し、みだりに変更してはならない」とされており、実施事業資産の表示の方法も原則として每期同一の方法によって表示する必要がある。

ちょっと誤字とか結構あるような気がするのですが、こちらは後ほど見直しをしていただくとして、御意見をいただければと思います。

○高山座長 注記につきましては、検討会のほうで書いてありますので、それを補足して御説明していただいております。何か疑問点があれば教えていただきたいのですが、長参与のほうからは。

○長参与 特にないです。

○高山座長 中田参与は。

○中田参与 ありません。

○高山座長 金子参与は。

○金子参与 特にないです。

○高山座長 梶川参与は。

○梶川参与 ないです。

○高山座長 では、これはこのまま私どもとしても問題ないということをお伝え願えればと思います。

では、④番。

○上倉参与 「④ 事業費・管理費科目の考え方と表示方法」ということで、科目例を含めて具体的に教えてくださいということ、これを記載する必要があるのかというような御意見も出たのですが、やはり公益法人の実務をやられている方は、これが出ることもありがたいのだという御意見もありまして、会計士としては当たり前のことであるかもしれませんが、改めてここで科目別に科目の説明をした内容をここに記載した次第であります。

事業費は、当該事業に跡づけることが費用であって、以下のような費用が該当するということで、勘定科目に対してその内容を説明した表をくっつけております。

8ページの真ん中あたりからは管理費でありまして、管理費は当該事業に跡づけることができない経常的な費用であり、換言すれば、法人の事業活動にかかわらず、法人が存続していく上で、必要な経常的な費用であって以下のような費用が該当するというので、また科目を列挙して内容を説明しております。

○高山座長 会計基準で書いてあるものですか。そこからピックアップされたのですか。

運用指針のところから持ってきたのですね。

○上倉参与 会計基準の運用指針では、科目の取扱要領のところにて特段各科目の説明はしておりませんので、これを記載された方の独断と言ってはあれかもしれないですけども、そこはどこから持ってきたのだみたいなところは確認しておりません。

○高山座長 多分そこから持ってきているのではないですか。

もしこれについて、疑問な点があれば、また見ていただいて、事務局のほうにお知らせ願うということで。

○米澤次長 7ページの福利厚生費の中に忘年会費という例示が入ってしまっていて、これは監督上ちょっと。例示としてはいかがかなという事は申しわけありません。8ページにも同様に忘年会費とございますから。

○高山座長 ちょっと刺激的な文言ですね。

○米澤次長 今、ちょうど問題になっている法人もあつたりしますものですから。

○上倉参与 承知いたしました。

○高山座長 ほかに何か気づかれたところがあれば、事務局を通じて協会のほうに投げていくというところがございます。

では、特につけ加えることはないですか。

○松前課長補佐 座長、済みません。

資料3-1でございますが、3番で公益認定等委員会の要請事項ということをしていただいております。その1つ目でございますけれども、内閣府から何らかの方法で規範性があることを示し、関係者へ周知をしていただきたいという御要望もいただいておりますので、これは本当に実務で携わっている方からのお声ということで、貴重な御意見だと思いますので、中で検討しまして、この報告書について研修会を1月20日にこちらのほうで予定することといたしております。

また、こちらの認定委員会のホームページにも連載等を通じて普及を図るようにさせていただきたいと思っておりますので、その旨よろしければこちらのほうから協会のほうに返答したいと思っております。

○高山座長 それでよろしいでしょうか。こちらのほうでも周知徹底といったところを頑張ってください、協会にも納得していただくというところで。

それでは、きょうの最後なのですけれども、4番目、公益法人の制度会計についてのアンケート結果ということで、資料4がございます。事務局のほうから御説明をお願いします。

○岸課長補佐 資料4でございます。「公益法人の制度会計についてのアンケート結果〈回答の分析結果〉」ということでございます。

これにつきましては、前々回でアンケートの速報として御説明しまして、その内容を精査させていただいた結果でございます。最初、概要のところでございますけれども、対象法人が3,696法人のうち、御回答いただいた法人さんが1,206法人。全体の32.6%の回答を

いただいております。

次のページをおめくりいただき、1ページ。お時間もないので図のほうの説明をさせていただきますと思います。

まず、真ん中の図、今回の報告書等が役立ったか。これは「大変、役立った」から「ほとんど役立っていない」までございまして、こちらのほうといたしましても「役立った」というものも上から3つで合計させていただきますと、「役立った」というのが63.8%かと考えております。

下の図2は、質問項目〔2-1〕でございますけれども、これについての役立度とのクロス集計をさせていただきました。上の収支相償1年延長とか、法人会計区分の義務づけ緩和とか、一番下の災害時に備える資金の積み立て。こちら辺はかなり役立ち度が高いのかと考えております。

さらに、2ページに行きまして、図の下でございますけれども、収支相償の充足状況と役立度合いということで「充足している」「剰余金が生じている」。この状況について、先ほどと同じようにクロス集計をさせていただきます。

次に3ページの下図4でございます。今回の報告書を適用したものということで、質問項目の〔2-1〕でございます。これらグラフ化したものでございます。この中で真ん中の収支相償の剰余金解消計画の1年延長。69法人から回答いただいているのですが、その剰余金が生じていると回答された136法人のうち、45法人がこれを適用しているという御回答がございました。

また、剰余金解消スケジュールを示した8法人の6法人がこれを適用しているという回答がございました。

さらに、4ページ、図5でございます。考え方を整理したもの〔2-2〕の認知度でございます。これはそれぞれ回答いただいた法人さんを全体の回答をいただいた法人で割った率を出しております。

次のページめくっていただきまして、6ページの考察というところがございます。考察1で特定費用準備資金の目的から大きく分類ができるのではないかとここでございます。例えば記念事業、建物・施設の修繕・整備に充てるという御回答がありました。

2番目といたしましては、剰余金の発生の解消でございます。これも内容から大きな2つに分類できるのではないかと。第1としては、外部要因によるもの。例えば想定外の円安などの経済情勢の変化とか、そういったものがあるというのと、2つ目の部分としては、いわゆる法人さんの御都合というか、計画と違った場合とか、そういうものに大きく分けられるのではないかと分析を行いました。

3は先ほど御説明したところでございます。

分析の結果につきましては法人からの回答をそのまま集計しているという形でございます

今後の公表につきましては、単独公表ということではなくて、本年度の研究会報告につけるような形で報告することを予定しております。

私のほうからは以上でございます。

○高山座長 ありがとうございます。

ただいまの御説明に何か御質問等ございますでしょうか。ないですか。

なければ、では、ちょうど時間となりましたので、今回第19回の研究会をこれで終わりにいたします。どうも皆さん御協力ありがとうございました。